

令和6年第二回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。


古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 GLP昭島プロジェクトをめぐる問題について
- 二 土砂災害防止と盛り土規制について
- 三 マイクロプラスチックの発生源となる人工芝について
- 四 学校の健康診断について

一 GLP昭島プロジェクトをめぐる問題について

都は、2006年「総合物流ビジョン」をはじめ、東京都の物流対策を計画的に進めています。多摩地域においては、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」を2008年に決定、八王子市と青梅市の候補地では、区画整理事業により物流拠点をつくる計画が動いています。どちらも計画区域は広大ですが、物流センターができる産業用地は、八王子が30ヘクタール、青梅が49ヘクタールとなっています。

こうしたなかで、降ってわいたようにGLP昭島プロジェクトが動き出しました。民間会社がつくる物流センターであるため、60ヘクタールという大規模な計画であるにもかかわらず、市や都がこの事業を止めることは困難になっています。緑豊かなゴルフ場が突然物流センターに変わることに、市民は激しく憤り落胆しています。昭島市としても緑地が失われることは都市計画マスタープランに整合せず、ショックを隠せません。現在、地区計画づくりや少しでも多くの緑地を残すよう事業者との交渉も行っていると聞いていますが、このような開発を防ぐための手立てをなんとか構築する必要があると考えます。

- 1 整備方針に基づいて進んでいる2つの流通業務地区の進捗状況および民間企業による物流センターとの違いについて伺います。
- 2 都が出した整備方針では、アクセス道路の整備状況を考慮しインターチェンジ利用が容易な場所としていますが、現在計画されているGLP昭島プロジェクトは、近隣に幹線道路がなく、道路状況が異なっています。民間企業による物流センターであっても、これほど大規模な計画については、アクセス道路の確保を条件とすべきと考えます。

GLP昭島プロジェクトで交通量の増加による影響を市民は心配しており、現状は、市民団体が事業者や市、警察に対して要望を出し、事前に

できる改善を図っています。完成して運用が開始された後も、市民、事業者、市、警察が定期的に協議する場を持っていただきたいと思います。警視庁の見解を伺います。

- 3 最近各所でデータセンターが建設されることに伴い電力需要の増加が言われています。GLP昭島プロジェクトでは、物流センターとデータセンターを建設するとしています。環境アセスメントの評価書案では、太陽光発電や省エネにより温室効果ガスの排出量を抑える努力が記されていますが、計画によるとCO₂年間排出量は、物流センター13,135 t、データセンター1,775,140 t で合計1,788,275 t となっています。昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、2030年度までに排出量を半減し270,000 t 以下にする目標を掲げています。GLP昭島プロジェクトからの排出だけで昭島市全体の目標を桁違いに上回ることとなります。最新の都内排出量2021年度速報値6,078万 t に与える影響も小さくありません。大規模事業所としてキャップ&トレードの対象になった場合、削減に向けて制度においてどのように対応していくのか伺います。

二 土砂災害防止と盛り土規制について

5月に土砂災害危険度情報の運用が始まりました。大雨のときにパソコンやスマホを使って自分がいる場所の土砂災害危険度を知ることができるもので、斜面の近くに住んでいる人にとっては、避難の判断に役立つことを目的にしています。

- 1 都は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、災害対策を講じていますが、今回運用を開始した東京都土砂災害危険度情報では、雨の降り方や警戒区域との関係はどうなっているのかそれぞれ伺います。
- 2 都内には盛り土により宅地化された土地が数多くあり、都は、大規模

盛土造成地マップも公表しています。盛り土などの造成地は一般的に地盤が弱いと聞いており、土砂災害のおそれも心配されます。既存の盛り土で危険性が見込まれる場合、どのように安全を確保していくのか伺います。

- 3 2021年熱海市での大規模な土砂災害を受け、盛り土規制法が制定、都は、ほぼ全域を宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域に指定、7月から運用を始めます。これによって谷や沢を埋め立てる開発によるストップをかけることができると期待しています。中間検査など新たなしくみが入れましたが、手続きや審査項目で変わった部分はどうなものか伺います。

三 マイクロプラスチックの発生源となる人工芝について

スポーツ施設や屋上、庭などで人工芝が多用されています。人工芝は、クッション性に優れメンテナンスの手間が少なく便利ですが、使用や劣化によって削れマイクロプラスチックとなって下水道や河川に流出します。利用が広がっていますが、脱プラスチックに逆行する流れであり、使用抑制も視野に対策を講じる必要があると考えます。

- 1 環境局は、河川のマイクロプラスチックについて調査していると聞いていますが、人工芝についてはどのように捉えているか伺います。
- 2 人工芝には、汚れの付着防止やすべりをよくするために、PFASを含めて多くの化学物質が使用されており、流出だけでなく人体への影響も懸念されています。化学物質汚染対策の観点からはどのように考えているか伺います。
- 3 多摩市は、流出抑制のためのガイドラインを策定しました。東京都全体でも流出抑制に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

- 4 都庁の都民広場に人工芝を設置する計画と聞いていますが、マイクロプラスチックの発生源になるという観点から考えると、他の選択肢はなかったのか疑問です。どのような検討が行われたのでしょうか。また、流出抑制策について伺います。
- 5 都の施設でも人工芝を使用するところが多くあります。次の各施設で、人工芝設置に関する考え方と流出抑制策について伺います。
- ア 都立スポーツ施設
 - イ 都立学校
 - ウ 都立公園

四 学校の健康診断について

学校での健康診断は、学校保健安全法で小・中学生では毎年、高校と大学では1年次に実施することが規定されています。実施時期については、毎年6月末までに実施すると規定されていますが、不登校の子どもたちにとって、学校での受診が難しい現状もあると聞いています。不登校の子どもが10年連続して増えており、都内でも約2万7千人にものぼる中、成長過程にある子どもたちが健康診断を受けられない場合、虫歯や側弯症など、治療が遅れると、その後の健康状態に大きな影響を及ぼす恐れもあります。学校での集団受診が難しい場合に、希望があれば個別に対応するなど、受診できる体制が必要です。

- 1 健康診断日に欠席した子どもたちの受診について、都が示しているガイドラインや方針があるのか、ある場合にはその内容について伺います。
- 2 他県では、学校外で個別に健康診断を受ける際に費用を補助する取り組みも始まっています。健診日に受診できなかった生徒等について、都立学校での対応について伺います。

学校での健康診断実施に際しては、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した取り組みが欠かせません。LGBTQの子どもたちも含めて、全ての児童生徒のプライバシーがまもられ、安心して受診できる環境整備が必要です。

3 受診時の服装については、今年1月に文部科学省から児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査の留意点について通知が出されており、内科検診時に下着などの着用を認めています。都立学校では健診時の服装についてどのように対応されているのか伺います。

4 健診時につい立などで他者から見えない、健診内容が他者に聞こえないなど、プライベート空間の確保について、都立学校ではどのように取り組まれているのか伺います。

令和 6 年第二回都議会定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 GLP昭島プロジェクトをめぐる問題について

- 1 整備方針に基づいて進んでいる2つの流通業務地区の進捗状況および民間企業による物流センターとの違いについて伺う。

回 答

西南部の二つの流通業務地区は、東京西南部物流拠点の整備促進に基づく整備方針の内容を踏まえた事業であり、東京都と他府県との地域間流動物資の集散基地としての機能等を有するものです。

進捗状況については、八王子市内の川口土地区画整理事業は平成30年2月に組合設立認可され、現在は宅地造成工事や街路築造工事等を施工中であり、青梅市内の今井土地区画整理事業は、令和6年3月に組合設立認可され、現在は換地設計を行っています。

質 問 事 項

- 一の2 GLP昭島プロジェクトで交通量の増加による影響について、市民団体が事業者や市、警察に対して要望を出し、事前に改善を図っている。運用開始後も、市民、事業者、市、警察が定期的に協議する場を持つべきだが、警視庁の見解を伺う。

回 答

警視庁では、本件プロジェクトに係る施設の開業後も事業者等と引き続き連携し、交通状況を注視しながら、安全で円滑な道路交通環境の確保に向けた対策を講じていきます。

質 問 事 項

一の3 環境アセスメントの評価書案の計画によるとCO₂年間排出量は、昭島市全体の目標を上回る。大規模事業所としてキャップ&トレードの対象になった場合、削減に向けて制度においてどのように対応していくのか伺う。

回 答

事業所の年間のエネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上となった場合、キャップアンドトレード制度の対象事業所となり、温室効果ガスの排出量の報告などが義務付けられます。

その後、3か年度連続して、年間のエネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上となった場合、総量削減義務が課せられます。

質 問 事 項

二 土砂災害防止と盛り土規制について

1 都は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、災害対策を講じているが、今回運用を開始した東京都土砂災害危険度情報では、雨の降り方や警戒区域との関係はどうなっているのかそれぞれ伺う。

回 答

東京都土砂災害危険度情報は、地域ごとに気象庁による実績雨量と数時間先までの予測雨量を反映して、土砂災害の危険度を色分けして表示して

います。

また、土砂災害警戒区域等を重ねて表示することで、自主的な避難を支援しています。

質 問 事 項

二の二 都内には盛り土により宅地化された土地が数多くあり、都は、大規模盛土造成地マップも公表している。盛り土などの造成地は土砂災害のおそれも心配される。既存の盛り土で危険性が見込まれる場合、どのように安全を確保していくのか伺う。

回 答

宅地造成等規制法に基づく規制区域内の盛土については、災害の防止のために必要があると認める場合、土地所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができます。

なお、令和6年7月31日の盛土規制法の運用開始後は、規制区域は都内のほぼ全域となります。

質 問 事 項

二の三 都は、ほぼ全域を宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域に指定、7月から運用を始める。中間検査など新たなしくみが入れられたが、手続きや審査項目で変わった部分はどのようなものか伺う。

回 答

宅地造成等規制法と比較して追加される盛土規制法の手続としては、周辺住民への事前周知、現場での標識掲出、中間検査・定期報告の実施などがあります。

また、審査項目については、事業者の資力・信用、工事施行者の能力などが追加されます。

質 問 事 項

三 マイクロプラスチックの発生源となる人工芝について

1 環境局は、河川のマイクロプラスチックについて調査していると聞いているが、人工芝についてはどのように捉えているか伺う。

回 答

人工芝からの流出防止については、国や関係団体が連携し、施設管理者向けのガイドラインやリーフレットを作成、周知しています。

質 問 事 項

三の2 人工芝には、汚れの付着防止やすべりをよくするために、PFASを含めて多くの化学物質が使用されており、流出だけでなく人体への影響も懸念されている。化学物質汚染対策の観点からはどのように考えているか伺う。

回 答

化学物質による環境保全上の支障を防止することを目的とする法律（化

管法) 及び東京都環境確保条例に基づき、適切に対応しています。

質 問 事 項

三の3 多摩市は、流出抑制のためのガイドラインを策定した。東京都全体でも流出抑制に取り組むべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

人工芝からの流出防止については、国や関係団体が連携し、施設管理者向けのガイドラインやリーフレットを作成、周知しています。

質 問 事 項

三の4 都庁の都民広場に人工芝を設置する計画と聞いているが、マイクロプラスチックの発生源になるという観点から考えると、他の選択肢はなかったのか疑問。どのような検討が行われたのか。また、流出抑制策について伺う。

回 答

都民広場においては、令和6年3月に策定した「都庁周辺の空間再編計画」に基づき、誰もが自由に憩い、交流できる空間として、芝生のスペースを設けることとしています。芝生については、利便性や^く躯体の耐荷重なども考慮して、人工芝の設置を計画しています。

マイクロプラスチックの流出抑制については、日常的な点検など、適切に対応していきます。

質 問 事 項

三の5 都の各施設における人工芝設置に関する考え方と流出抑制策について

ア 都立スポーツ施設における人工芝設置に関する考え方と流出抑制策について伺う。

回 答

都立スポーツ施設については、天然芝と比較して対候性や耐久性に優れ、維持管理が容易であることから、一部の施設で人工芝を採用しています。

人工芝の維持管理については、日常のメンテナンスを行うなど適切に対応しています。

質 問 事 項

三の5のイ 都立学校における人工芝設置に関する考え方と流出抑制策について伺う。

回 答

都立学校においては、学校の各施設の用途や維持管理等を考慮し、一部の施設で人工芝を使用しています。また、人工芝の維持管理については、各学校において、日常のメンテナンスを行うなど適切に対応しています。

質 問 事 項

三の5のウ 都立公園における人工芝設置に関する考え方と流出抑制策について伺う。

回 答

都立公園の運動施設については、天然芝と比較して対候性や耐久性に優れ、維持管理が容易であることから、一部の施設で人工芝を採用しています。

人工芝の維持管理については、各施設において、日常のメンテナンスを行うなど適切に対応しています。

質 問 事 項

四 学校の健康診断について

- 1 健康診断日に欠席した子どもたちの受診について、都が示しているガイドラインや方針があるのか、ある場合にはその内容について伺う。

回 答

都立学校においては、「都立学校児童生徒等の健康診断実施の手引」に基づき、当日、検診・検査を受けることができなかった児童生徒等への対応について、学校医等と事前に打ち合わせを行い、別途、定期検診を受けられるよう配慮するなどの対応を行っています。

区市町村立学校については、健康診断実施のための環境整備に関する国の通知を周知しています。

質 問 事 項

四の２ 他県では、学校外で個別に健康診断を受ける際に費用を補助する取り組みも始まっている。健診日に受診できなかった生徒等について、都立学校での対応について伺う。

回 答

都立学校では、検診・検査を受けることができなかった児童生徒等に対し、学校健診として、学校医の診療所等での検診を受けることができるようにしています。

質 問 事 項

四の３ 受診時の服装については、文部科学省から児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査の留意点について通知が出されており、内科検診時に下着などの着用を認めている。都立学校では健診時の服装についてどのように対応されているのか伺う。

回 答

都立学校では、国の通知に基づき、健康診断を実施する際の検査・診察時の服装について、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆うなど、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行っています。

質 問 事 項

四の4 健診時につい立などで他者から見えない、健診内容が他者に聞こえないなど、プライベート空間の確保について、都立学校ではどのように取り組まれているか伺う。

回 答

都立学校では、国の通知に基づき、検査・診察における対応について、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意するとともに、検査・診察の会場内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意するなど、プライバシーや心情に配慮した対応を行っています。

